

## 学資ローン「未来」当座貸越型

商 品 名 (愛称)	学資ローン「未来」当座貸越型
ご 利 用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年齢が満20歳以上の方。</li> <li>• 安定継続した収入がある方。</li> <li>• 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。</li> <li>• 当金庫の会員となれる方。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。</li> <li>②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。</li> <li>③地区内に転居することが確実と見込まれる方。</li> </ul> </li> </ul> <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。</p>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>• お申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 就学する学校等への納付金（最長1年分）</li> <li>② 就学にかかる付帯費用（最長1年分、100万円以内）</li> <li>③ お申込人が①または②を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</li> </ul> </li> </ul> <p>なお①および②は、お申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可能です。</p>
ご 融 資 金 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 50万円以上500万円以内（10万円単位）</li> </ul>
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5年以内、卒業予定月の3ヵ月後までとします。（1年毎の更新）</li> </ul> <p>なお、医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年以内で、卒業予定月の3ヵ月後の月末までとします。</p>
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 変動金利型とします。</li> <li>• ご融資利率は、当金庫所定の利率を適用させていただきます。</li> <li>• ご融資後の利率の見直しにつきましては、毎年3月末・9月末を基準日として年2回行い、前回基準日と今回基準日の基準金利（住宅ローンプライムレート）の差をもって変更させていただきます。</li> </ul> <p>なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。</p>
利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 毎日の最終残高について付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。</li> </ul>
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 融資期間中の当座貸越口座への返済は随時とします。</li> <li>• 貸越利息は返済用口座より毎月10日に引落させていただきます。</li> </ul>
保 証 人 ・ 担 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。</li> </ul>
保 手 証 数 料 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保証会社に支払う保証料は、ご融資金額（貸越残高）とご利用期間により異なります。</li> <li>• 保証料は、ご融資利率に含まれます。</li> <li>• 各種手数料は、業務手数料一覧を参照ください。</li> </ul>

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：025-543-3184）にお申し出ください。</li> <li>• 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）並びに新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子弟が卒業後3ヶ月以内に貸越元利金を証書貸付に切替する方法もご利用できます。</li> <li>• お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、現在のご融資利率やご返済方法につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。</li> </ul>